令和3年度 図書館事業について

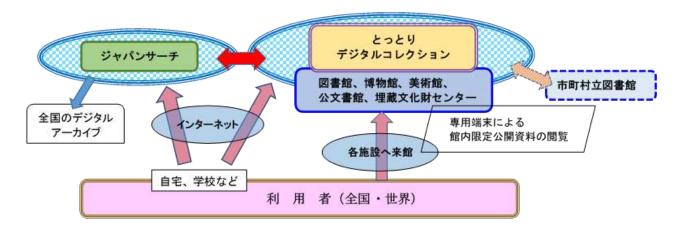
鳥取県立図書館

1 デジタル化時代の知の拠点づくり事業

県立図書館は、令和3年3月1日に、県立公文書館、県立博物館、県立埋蔵文化財センターと協力 し、デジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」の公開を開始しました。4館が 所蔵するデジタル化資料をインターネット上で「誰でも・いつでも・どこでも」利用できます。

⇒ 市町村立図書館や学校等での活用、周知をお願いしたい。 検索方法の説明や閲覧できる資料の解説を行う研修会を実施する。関係職員が参加できるよう配慮をお願いしたい。

<利用イメージ図>



◎県立図書館が公開する主な資料

江戸期の絵図(国絵図、郡村図、城下絵図等)、明治期~昭和初期の地図・観光案内誌、郷土調査(昭和11年頃、小学校単位でまとめられた小規模な集落の歴史や事柄がわかる資料)

◎想定される利活用

産業や地域活動、教育の現場において、情報発信コンテンツとして地域の文化資産の利活用が進むほか、デジタル化することで読みやすく、使いやすい資料となる。

- (例)・まちづくりや企業活動等において、地域ブランド確立の要素・材料
 - ・学校での歴史学習、社会教育施設等での歴史講座等の材料、教材開発

その他、資料が破損、劣化、被災した場合でも貴重な歴史的資料を後世に継承できる。

2 人の成長・学びを支える図書館推進事業

子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する図書館職員等のスキルアップや、市町村立図書館児童図書部門の支援を行います。

また、経済的に困窮する家庭や、ひとり親家庭等(以下「サポートの必要な家庭」とする)で育つ子どもたちが図書館に来館するきっかけづくりを行います。

(1) 児童サービス実務研修講座

ストーリーテリング、絵本の読み聞かせ、選書等、児童サービスの実務について学ぶ講座を開催 する。実践や意見換を通じて互いに学び研鑽し合うことで、県内各図書館における児童サービスの さらなる充実を目指す。

⇒県内3ヶ所の開催を予定している。市町村立図書館職員が参加できるよう配慮をお願いしたい。

(2)「図書館=居場所!?キャンペーン ~来て!見て!図書館~」

県内市町村立図書館と連携し、小中高特別支援学校の校外学習や社会見学、学童保育や児童館、公民館、こども食堂等の遠足等での来館を促すキャンペーンを実施する。併せて、学校図書館と連携し、校内で学校図書館が居場所として活用できることを PR する。

⇒ 市町村立図書館、学校図書館でのキャンペーンの実施に御協力いただきたい。

3 市町村立図書館等協力支援事業

県と市町村立図書館が連携して、住民の図書館利用を促進するため、図書館活用の提案・広報や職員の研修及び訪問相談等を実施します。

(1) 鳥取県ジュニア司書養成講座

- ・子どもたちが図書館の良さや機能、活用方法を体験を通して学ぶ共通プログラムによる講座で、 県立図書館や市町村立図書館単位で実施する(時期は各館で設定)。
- ・対象は小学5年生~中学2年生とし、修了者には認定証を進呈する。
- ・ 令和 2 年度は米子市立図書館、大山町立図書館で実施。
- ⇒ 市町村立図書館での実施の検討をお願いしたい。

(2) 図書館業務専門講座、県内図書館の課題解決に向けた支援

- ・地域の課題やニーズへの対応や職員の専門性向上のための各種研修会を開催する。また、各館の 課題や要望に応じて県立図書館の司書が出向いて職員向け研修を実施する。
- ⇒ 関係職員が研修会へ参加できるよう配慮をお願いしたい。 新館計画や新規サービス立ち上げ等の際に積極的に活用していただきたい。

4 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業

「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」のもと、学校全体での体系的な授業利用の促進を図るため以下の事業を実施します。

(1) 学校図書館活用教育普及講座

- ・新学習指導要領における学校図書館の役割を踏まえ、児童生徒の情報活用能力育成に向けた実践を考えるための講座を東部・中部・西部3か所で開催する。授業に関わる全ての教職員、管理職、公共図書館の職員等を受講対象とし、学校や市町村(学校組合)教育委員会、教育研究会の研修として本講座を利用されることも可能。
- ⇒ 市町村との共催で県内3ヶ所の開催を予定している。開催の検討をお願いしたい。

(2) 学校司書の専門性の向上

- ・学校図書館の利活用を推進するため、学習や読書活動に関わる「学校司書」の専門性の向上が求め られている。
- ⇒ 学校司書の雇用形態や研修出張、「学校司書」の名称使用への配慮をお願いしたい。

(3) 学校図書館支援員派遣事業

- ・市町村立図書館、教育委員会等の要望に応じて、県立図書館職員が各自治体や学校へ出向いて研修を実施する。
- ⇒ 積極的な活用をお願いしたい。

5 仕事とくらしに役立つ図書館推進事業

図書館の資料と司書の専門性を活かして、県民の生活課題に即した情報提供を行っています。医療・健康情報サービス、高齢者サービス、子育て支援サービスについて、以下の事業を実施します。

(1) 図書館利用に障がいのある人に配慮した図書館サービスの充実

- ・読書バリアフリー法の規定に基づき、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を令和3年3月に策定。
- ・視覚による読書が困難な方・高齢者などには録音図書が有効。
- ⇒ 県内の録音図書利用の拡充のために、サピエ登録のための予算措置等、読書バリアフリーに 関する整備及び施策の推進をお願いしたい。

※サピエとは

- ・目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を音声データや点字などで提供するネットワーク。会員登録することで、音声データをダウンロードすることができる。
- ・団体会員として登録するための経費:年間40千円

(2) 闘病記をはじめとした「当事者の語り」の普及啓発事業

・闘病記文庫開設15周年記念シンポジウム 病気と対峙してきた当事者、病院関係者、関連展示を実施した司書等によるシンポジウムを開催 し、感染予防の正しい理解を伝え、人権を尊重した安心して暮らせる地域づくりにつなげる。(夏 ~秋に西部地区で開催予定)

⇒ 市町村立図書館職員が参加できるよう配慮をお願いしたい。

(3) 託児サービス「託児で来ぶらり」

- ・県立図書館で実施している託児サービスは好評であり、コロナ禍においても再開要望の声が高い。 利用者から市町村立図書館でも実施をしてほしいとの要望が寄せられています。
- ⇒ 市町村立図書館での託児サービスの実施について検討をお願いしたい。